

ものうぐんやもとちょう      なるせちょう  
宮城県桃生郡矢本町・同郡鳴瀬町の合併

1 新市名

ひがしまつしまし  
東松島市

2 合併の方式

桃生郡矢本町及び同郡鳴瀬町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

3 廃置分合予定日

平成17年4月1日

4 新市の人口、面積

市町村名	住基人口(人) (H16.3.31)	国調人口(人) (H12)	面積(km <sup>2</sup> ) (H15 国土地理院)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
矢本町	32,108	31,488	49.81	632.2
鳴瀬町	11,450	11,692	52.05	224.6
東松島市	43,558	43,180	101.86	423.9

5 合併の特徴

(1) 事務所の位置

現在の矢本町役場の位置とする。

(2) 議会議員の取扱い

合併特例法の規定に基づく特例は適用せず、公職選挙法の規定に基づき、新市設置の日から50日以内に設置選挙を実施する(選挙区は設置しない)。

(3) 農業委員会委員の取扱い

合併特例法第8条第1項の規定に基づき、両町の農業委員会の選挙による委員は、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(4) 地方税の取扱い

両町で差異がないものは、現行のまま新市に引き継ぎ、差異のあるものは次のとおりとする。  
現在矢本町のみが課している鉱産税及び水利地益税については、合併時までに廃止する。  
現在鳴瀬町のみが課している入湯税については、同町の例により新市に引き継ぐ。  
個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、矢本町の例による。

(5) 地域審議会

設置しない。

6 合併の経緯

H15. 2.21	合併準備委員会設置
-----------	-----------

3.20	両町議会で「矢本町・鳴瀬町合併協議会」設置議案を可決
	合併重点支援地域に指定
4. 1	矢本町・鳴瀬町合併協議会（法定）設置
H16. 1.16	第9回協議会において、新市の名称が「東松島市」に決定
8. 6	第21回協議会において、「新市建設計画」を決定するとともに、すべての協定項目を確認
9. 3	合併協定書調印式
9.13	両町議会で廃置分合関連議案を可決
9.24	宮城県知事へ廃置分合の申請書を提出

#### 7 議員の定数

新市の議員定数	26人
現在の各町の定数	矢本町 22人 鳴瀬町 18人 計40人